

## 平成29年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年4月18日(火) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- |           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二  | 1番 永富 典雄   | 2番 野村 久幸   |
| 3番 藤井 英雄  | 4番 野尻 涉    | 5番 吉村 信男   |
| 6番 安部 好恵  |            | 8番 安富 法明   |
| 9番 三好 堯   | 10番 俵 薫    | 11番 平嶋 康秀  |
| 12番 三好 睦子 |            | 14番 田口 幸雄  |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 |            |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二  | 20番 阿座上 五六 |
|           | 22番        |            |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧   | 26番 岸 英法   |
| 27番 三戸 勲  | 28番 山中 佳子  | 29番 中野 修   |
| 30番 藤岡 和文 |            | 32番 吉村 徹   |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司  |            |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二  |            |
- 4 欠席委員
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 7番 馬屋原 眞一 | 13番 大野 龍男 | 17番 中島 紘一 |
| 21番 原田 一馬 | 23番 井町 哲  | 31番 野村 孝  |
| 35番 伊藤 太一 |           |           |
- 5 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主査 篠田 淳也 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	互礼。
事務局長	総会を始める前に事務局の中で異動がございましたので紹介をいたします。末藤事務局長が退職をいたしまして安永事務局長が新しく着任されておられます。事務局長の方より一言ご挨拶をお願いいたします。
議長	4 月の人事異動で美祢市農業委員会にやって参りました安永と申します。宜しく申し上げます。
議長	<p>それでは只今より平成 29 年第 4 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、29 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 7 番 馬屋原委員、13 番 大野委員、17 番 中島委員、21 番 原田委員、23 番 井町委員、31 番 野村委員、35 番 伊藤委員。17 番 中島委員につきましては連絡がまだございませんので、おって出席される可能性もございます。続きまして美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。5 番 吉村委員、20 番 阿座上委員。よろしくお願ひいたします。会議に先立ちまして少しご挨拶を申し上げます。市の体制もかなり変わります。色々な所で変化が出てきております。その中でも最後に皆さんにおはかりをしようと思っておりますが秋芳、美東の総合支所に今までありました建設経済課がなくなりました。よって農業委員会の担当事務局もありません。ただ耕作証明等、軽微な証明事務につきましては月の初めに事務局長と私と中村主幹のほうで市と交渉をし、どうにか総合支所の総合受付で発行が出来るような手順をとらせていただきました。そのような中で農業をどのようにしていくか、担い手をどのようにしていくかというふうな問題を抱えている中での変更でございます。後で、この件について皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。それと先日、情報交換会議というのが東京でございまして自費で行って参りました。一つ、いいお話を聞きましたので少し皆さんにお繋ぎをしたいと思います。地産地消という言葉が 20 年ぐらい前から出ております。地産地消により地域の経済を毎年 1%ほど自分達に取り戻そうではないかというふうな話を聞きました。話の根源は島根県の学者の方でございます。年間 1%の地産地消で自分達の経済を取り戻せば 1,000 人ぐらいの所で 4~5,000 万円のお金が地域の中で循環する。そのお金が循環することによって地域経済はすごく裕福になるというふうな話をされておりました。農業委員さんだけではなく市民の人、全員とこのような地域を活性化するための勉強はしていかなければいけないのではないかなというふうに思ってきた次第でございます。非常にいい勉強をさせてもらったというふうに思っております。また何かの機会がございましたら色々なお</p>

<p>事務局</p>	<p>話を紹介していきたいというふうに思います。それと大変な雨が降りましてラジオでは恵みの雨と放送していましたが私たちに      にとっては本当に邪魔な雨が降りまして農作業に支障をきしておるのではないかとこのように思います。それでは議案に入りたいと      思います。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。1から6を事務局より議案の朗読、      並びに説明をお願いいたします。</p> <p>6件朗読。</p> <p>1件目。耕作管理が困難な譲渡人が譲受人に贈与するものでございます。続いて農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に      関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件についてですが現在の自作地は果樹を植え、貸付地につい      ては農地所有適格法人により適切に耕作されております。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定      については該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の申請農作業日数から農業に常時従事することが判断      できます。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件につきましては所有      権移転で自ら耕作されるもので転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが周辺農地の農業上の効率的かつ      総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。</p> <p>2件目。譲受人、譲渡人双方の農作業の効率を良くするため農地を交換されるものでございます。続いて農地法第3条第2項各号      の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件についてですが所有の畑地は耕作さ      れ貸付地についても適切に耕作されております。第2号、第3号はいずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事日数は      満たしております。第5号の面積要件も満たしております。第6号については該当しておりません。第7号につきましては交換に      より互いに農地を集約されるもので地域調和要件に支障はないものと考えます。</p> <p>3件目。先程の2件目同様、お互いの農作業の効率を良くするための農地の交換でございます。続いて農地法第3条第2項各号の      農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件についてですが所有農地は全て適正に      耕作されております。第2号、第3号はいずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事日数は満たしております。第5号      の面積要件も満たしております。第6号については該当しておりません。第7号につきましては先程の2件目と同様に農地の交換      であり支障はございません。</p> <p>4件目。譲受人が経営拡大のために農地を取得するものでございます。続いて農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関      する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件についてですが自作地を全て耕作管理され貸付地については農      地所有適格法人が耕作しております。第2号、第3号はいずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事日数は満たしてお</p>
------------	---

	<p>ります。第5号の面積要件も満たしております。第6号については該当していません。第7号の地域調和要件につきましては稲作の予定で支障はないものと考えます。</p> <p>5件目。遠方で耕作管理が困難な譲渡人が譲受人に対し贈与するものでございます。続いて農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件についてですが自作地を全て耕作管理され貸付地については農地所有適格法人が耕作しております。第2号、第3号はいずれも該当していません。第4号の農作業常時従事日数は満たしております。第5号の面積要件も満たしております。第6号については該当していません。第7号の地域調和要件につきましては申請地の隣接地同様、梨の栽培をされるため支障はないものと考えます。</p> <p>6件目。耕作管理が困難な譲渡人から譲受人が申請地を買い受けるものでございます。続いて農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件についてですが自作地、貸付地とも農地として耕作管理されております。第2号、第3号はいずれも該当していません。第4号の農作業常時従事日数は満たしております。第5号の面積要件も満たしております。第6号については該当していません。第7号の地域調和要件につきましては申請地は山際で果樹を栽培されるため支障はないものと考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>8番、安富です。4月10日に事務局、会長、私、三好睦子委員で現地を確認いたしました。美祢の方は場所がよく分からないので間違っていたら会長のほうで訂正をお願いします。1番ですが県道の●●●●●の●●●●●から川を挟んで申請地はあります。申請地は適切に管理がされており問題ないと思います。</p>
12番	<p>12番、三好です。2番、3番ですが申請地は●●●●●、●●●●●の近くにあります。農地法第3条で許可要件を満たしており、またお互いが使いやすいように交換して農地を効率的に利用するためなので問題ないと思います。</p>
8番	<p>4番ですが申請地は●●から●●の方へ行き●●●●●を右折して●●●●●の手前になるかと思います。適切に管理されておりますが一部、山林となっている所がありましたので現況証明で出てくると思います。特に問題はないと思います。5番ですが●●●●●の西側になります。事務局から説明がありましたように良好に管理されておると思いますし問題ないと思います。</p>
12番	<p>12番、三好です。6番ですが●●●●●から南側に200mぐらい行ったところになります。先程、説明がありましたように耕</p>

	作管理もしっかりされており問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。補足説明を若干しておきます。4番ですが3、4年前に4条で転用が出されておりました。ご本人も許可証を持っておられましたが登記上、農地のままにしておられましたので指導して帰りましたら別件で山林化している部分がありまして、この部分については同時に現況証明を出されたということでございます。それと6番ですが別の所で耕作ではなく、ただ草刈のみがしてある土地がありましたので、この土地の登記をしていただくようお願いをして帰りました。それと今回、取得される所はかなりの藪だったのですが綺麗に管理されておりましたので別段、問題ないと思います。以上でございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
30番	30番、藤岡です。1番ですが問題ないと思います。
19番	19番、田中です。2番、3番ですが三好委員さんのご説明の通りでございます。
3番	4番ですが問題ありません。
議長	(5件目、地元委員欠席) 先程の現地調査委員の報告の通りでございます。
25番	25番、篠田です。説明があった通りでございます。問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
26番	1番の譲受人の住所が●●●で耕地面積が●,●●●㎡になっていますが●●●に農地を持っておられるのですか。
議長	そうです。元々、●●●の方です。
26番	市外から来られて、やられるということですか。

議長	はい。既に果樹を植えておられます。それから通作距離からしましたら1時間かかるぐらいなので認められない通作距離ではないというふうに思います。
26番	分かりました。
議長	他に何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。1から3を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 説明の前に申し訳ございませんが議案書の修正箇所がございます。3件目の譲受人の職業の欄でございますが会社員となっておりますが無職に修正願います。訂正しお詫び申し上げます。 1件目。申請地は●●●●●から南東に2kmに位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものです。尚この申請地の一部は未登記の市道となっております。この市道部分を除いた有効敷地面積は1,457.24㎡でございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 2件目。申請地は●●●●●から北東に600mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請者は市内に本店を置き建設業、不動産業を営む法人です。居住環境に恵まれ、周辺で近年宅地化が進み申請地を取得しまして全4区画の宅地分譲工事を行われるものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 3件目。申請地は●●●●●から南に300mの位置にある公共施設が近くにある第3種農地です。申請者は市内に居住する無職の者です。自宅が火災にあったため駐車場付きの中古住宅を取得されるものでございます。尚この住宅につきましては昭和48年

	頃、農地法の許可なく現在の所有者の親族により建築されたもので、このことにつきまして譲渡人の方からお詫びと今後の農地法遵守を記した始末書が提出されております。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。現地調査を行いました委員の報告をお願いいたします。
8番	1番ですが美祢から●●●●●へ向かいまして●●●●●を過ぎて、●●●●●があります。その先を右折しますと●●●●●があります。その、すぐそばになります。現地は既に周囲が耕作放棄地のような状態になっております。周囲に与える影響とか特に考慮するような状況ではございません。先程、事務局から説明がありましたが一部、市道が入っており、それ以外ということでございます。2番ですが申請地は●●●●●の反対側に●●●●●があります。その裏の旧道に面した部分です。これも後で出てまいります水路がありまして市道があります。その市道の一部が取り込まれた状態になっておりますので現況証明で出てきます。基本的に転用許可後、水路、道路等の関係は協議するというふうになっており問題ないと思います。以上です。
12番	12番、三好です。3番ですが申請地は●●●●●の東側にあたる所です。中古住宅の購入にあたり住宅の東側が畑になっておりました。周囲に迷惑はないと思いますし問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より何かご意見ございましたらお願いいたします。
5番	5番、吉村です。1番ですが、ご説明があった通りで問題ないと思います。
16番	16番、石田です。2番ですが周辺農地への支障はなく転用に関して問題ないと思います。
議長	(3件目、地元委員欠席)先程の説明の通り既に家が建っておりますし駐車スペースもとってあります。別段、問題ないと思います。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。1と2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。水田造成の計画変更申請でございます。申請地は●●●●●から南西に1.3kmの位置に所在します。造成業者による残土の搬入量が当初の予定を上回ったため隣接する田を同じ高さにし1枚の田にしたいということで申請されたものでございます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から南西に1kmの位置に所在します。田としての耕作管理が困難との理由で残土等の盛土による畑地造成を平成25年3月に受理しておりますが、その後2度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが予定より土砂の搬入が出来ておらず完了予定を平成30年3月末まで延長したいという申請でございます。現在の進捗状況は80%ということでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査を行われました委員の報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>12番、三好です。1番ですが変更することによって水田の面積も大きくなり段差もなくなり農業機械も使いやすく耕作しやすくなると思います。2番ですが工事も80%出来ており別段、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明等ございましたらお願いいたします。</p>
11番	<p>11番、平嶋です。1番ですが3月に申請が出て、ほとんど終わりかけておりましたが残土が大量に出るということで隣の田も造成するというので説明の通りでございます。</p>
33番	<p>2番ですが別にありません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>



委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 説明いたします。全体面積343,441.34㎡。貸し手52名、受け手が19名でございます。内容につきましては4ページから17ページになります。21番は機構を通して●●●●●に集積されます。22番から40番までは機構を通して●●●●●に集積されます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められ、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より、ご意見等ございましたらお願いいたします。ないようでございますので委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について議第といたします。1から3を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。先程ご審議いただきました3条申請に伴います合意解約の提出でございます。 2件目、3件目。新しい耕作者との利用権設定の申し出がござっております。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員より何かございましたらお願いいたします。ないようでございますので委員の皆さんより何かご

	意見等ございましたらお願いいたします。
26番	1番ですが先程、事務局より3条申請に伴う合意解約と説明がありましたが面積が違います。
事務局	本人が自作されていた農地と、この度かえてきた農地と別に農地所有適格法人へ貸されておる農地が3条の議案書に含まれております。それを除いて下限面積の1,000㎡をこえないといけませんので、このたび返還があったものでございます。
議長	耕地面積●,●●●㎡の中には農地所有適格法人に貸し付けている面積が含まれております。よって取得された面積は3条では●●●㎡ですが今まで畑の部分を貸し付けておられたのが合意解約でかえてきたということでございます。その面積が●●●㎡ですので、これを引いた面積が農地所有適格法人に貸し付けられておるということでございます。よろしゅうございますか。
26番	はい。
議長	他に何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	発言もないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明について議題といたします。1から5を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	5件朗読。 1件目。申請は1筆で平成9年に耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化しておる状況でございます。 2件目。申請は1筆で平成元年頃から県道として利用され続けている状況でございます。 3件目。申請は1筆で昭和47年から市道敷きとして利用され続けている状況でございます。 4件目。申請は1筆で昭和50年頃に耕作放棄後、雑木が繁茂し山林化しておる状況でございます。 5件目。申請は4筆で●●●●●につきましては平成元年に植林の転用許可を得ていますが地目変更登記が行われていなかったも

	<p>のでございます。●●●●●●につきましては昭和49年より全体が宅地として利用されておる状況でございます。●●●●●●につきましては桧、●●●●●●につきましては杉、桧が昭和30年頃、耕作放棄されたのち植林され山林化しておる状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>安富です。1番ですが申請地は●●●●●●へ行って●●●●●●を左折して奥へ入った所になります。元々、山林を畑地にしたような部分があったということです。それが元の山になったということです。2番ですが道路の真ん中に残っておいて処理がされていなかったということです。3番ですが宅地分譲の件ですが、そばに市道がございまして、その市道が転用する宅地の一部を取り込んだような状況になっておるとのことです。4番ですが申請地は鉾区の柵がしてあります。元々、山林のような現状になっております。</p>
12番	<p>12番、三好です。5番ですが●●●●●●と●●●●●●と●●●●●●これについては杉等が植林されており問題ないと思います。●●●●●●ですが宅地として利用されておる状況です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。(1件目、地元委員欠席) 1番ですが土地は弟さんの持ち物です。これを弟さんが亡くなられてお兄さんが相続されたということです。私が知っている限りでは、こんな年数ではなく、はるかに前から山林化していたというふうに思っております。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
30番	<p>2番ですが問題ないと思います。</p>
16番	<p>16番、石田です。3番ですが特に補足はございません。</p>
3番	<p>3番、藤井です。4番ですが説明の通りで問題ないと思います。</p>
19番	<p>19番、田中です。5番ですが特にありません。</p>

議長	参考までに聞いていただきたいと思います。2番ですが資料の申請地の箇所左斜め上に国土調査による閉鎖と書いてあります。地籍調査によって既に処理がされておらなければいけない土地が登記簿上、残っているということです。時々こういうことがあるのではないかと思いますので参考までに覚えておいて下さい。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
26番	こういうのは県道とか造った時に登記はされないのですか。
議長	県道の場合は県がやりますし市道の場合は市がやりますけれど、それをしていなかったということです。
26番	個人が出すというのは、おかしくないですか。
議長	本来は県が処理をしなければいけない問題です。今後は地籍調査の中で処理されていくと思います。滅多に出て来ない案件でございますので、ある時に色々話すのも一つの農業委員会の仕事かなとも思います。他にご意見ございませんか。よろしゅうございませうか。
委員	はい。
議長	発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。 続きます。議事順位第7 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 この度3件の報告がありました。●●●●●、●●●●●、●●●●●から提出がありました。事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんよりご意見等ございましたらお願いいたします。
9番	何月何日から何月何日という会計期間があると思いますが何故、明記されていないのですか。

議長	基本的には決算終了後一ヶ月以内というのが基本でございます。様式には何月何日から何月何日と書くようになっておりません。
32番	決算書の表には書いてあります。この報告書に書く所がないから書いていないだけです。
議長	そのへんにつきましては、そのような意見があったということで県の方へあげます。様式は国が作って県が若干、省力している様式ですので決算月を書いてほしいということをお願いしたいと思います。県の団体指導室がどのように対応されるか分かりません。美祢市は何期と書いてありますが他の市町は何期というのはありません。それでは実際に何期目の決算をしたのか分からないので何期を入れて下さいというふうをお願いをして美祢市の場合は何期が入っております。よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	発言もないようでございますので報告第3号を終わらせていただきます。 続きまして、その他の項へ移ります。農業相談日ですが相談はございませんでした。議案と報告事項は全て終了いたしました。そこで私の方から皆さんに一つ提案がございます。農業委員会法38条にその所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下、農地等利用最適化推進施策という）を企画立案し、又は実施する関係行政機関、又は関係地方公共団体に対し農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと新しい農業委員会法の中に書かれております。実は最初の挨拶でふれましたけど秋芳、美東総合支所より建設経済課がなくなりました。これについて果たして美祢市の施策がきちんとした形で遂行出来るのであろうかと考えております。農業委員会として来月の総会までに何らかの形で意見の取りまとめをして市長、議長あてに提出したらいかなものだろうかというふうに思っております。美東、秋芳の方については全て本庁に来なくてはならないという不便さも加わって、今後大変な事態になるのではないかなというふうに思っております。そのへんにつきまして職務代理のほうから何かご意見等ありましたらお願いいたします。
会長職務代理	本庁まで来るのに早くても40分ぐらいかかります。車がないと、どうにもならないという状況です。美東の建設経済課がなくなって大変不便なことに各申請書類の提出が市内に来ないといけないということになると大変、負担になると思います。申請が出来ないために農地が荒れたとか所有者が分からなくなったとかいうことが出てくるような気がしますので是非、皆さんのお力で元通



議長	<p>そういう意見も中につけて、あげていこうと思います。委員の皆さんより他に何かご意見ございますか。ないようでしたら事務局より今後の日程等について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今後の日程についてお知らせいたします。次回の総会は5月15日の月曜日。午後2時から勤労青少年ホーム2階の大会議室で行います。農業相談日は5月9日の火曜日。9時から11時30分まで美祢地区は阿座上委員さん、美東地区は三好委員さん、秋芳地区は安富委員さんです。現地調査は5月8日の月曜日。9時から16時までを予定しております。野尻委員さん、吉村委員さんです。集合場所は農業委員会事務局に8時50分となります。以上です。</p> <p>私の方から事務連絡を6点ほど申し上げます。1点目ですが配布しております資料で農家相談手引というのをお渡ししております。農業委員さんの活動の内容が書いてありますので一回見られて、こういう活動を農業委員はしておるとい再確認のためにも見ていただきたいと思います。2点目ですが平成28年の活動記録簿が、まだ提出されておられない委員がいらっしゃいますので提出をお願いします。3点目ですが4月1日付けで秋芳、美東の分室がなくなりまして大変ご迷惑をかけております。事前に話もございませんでしたし4月の広報でも全くございませんでした。これから協議の方を進め、ならびに皆さんの意見をいただきまして農業委員会法38条のほうで提言していきたいと考えております。4点目ですが4月14日に4月1日に告示されました利用権設定のコピーを貸し手農家さん、ならびに借り手農家さんに発送しておりますので皆さんの方に届くかと思っております。5点目ですが29年中にきれる利用権設定が秋芳地区のみで約25件あります。前もって発送したいと思っておりますので総会終了後、安富委員さん、鮎川委員さん、俵委員さん、篠田委員さん、三戸委員さんは、すみませんが私の方にお集まり下さい。6点目ですが総会終了後、農業振興部会がありますので部会委員の皆さん、よろしくお願いたします。以上です。</p>
議長	<p>それでは本日の総会を閉じたいと思います。</p>
事務局	<p>互礼。</p>

午後 3 時 3 3 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_



